

【所得判定について】

(1) 所得の算定方法

所得算定対象となるのは受給者本人です。

基準日時点で20歳未満の場合は扶養義務者等の所得となります。

$$\boxed{\text{収入}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{総所得金額}}$$

$$\boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{各種控除}} = \boxed{\text{基準額と比較する金額}}$$

- ① 収入額から必要経費（収入を得るために支出した金額、給与収入であれば給与所得控除及び年金収入であれば公的年金控除）を控除し、総所得金額を算出します。
※特別障害者手当は、障害者本人が障害年金、遺族年金等の公的年金を受給している場合、当該給付費は年金収入に含まれます。
- ② 総所得金額から各種控除（下記の各種控除項目一覧参照）を差し引き、別表1又は別表2の所得制限限度額と比較します。
- ③ 基準額を超える場合は、非認定となります。

(2) 控除額について

所得については、下表に該当するものを控除した後の所得額が対象となります。なお、控除できる項目及び額は、税法上の控除と必ずしも同じではありませんので、ご注意ください。

【各種控除項目一覧】

控除の種類	本人控除金額	扶養義務者控除金額
雑損控除	相当額	相当額
医療費控除	相当額	相当額
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除（本人）	—	27万円
障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	27万円	27万円
特別障害者控除（本人）	—	40万円
特別障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	40万円	40万円
寡婦控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円
勤労学生控除	27万円	27万円
長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除	相当額	相当額